

レセプト開示規程の一部変更

平成17年8月25日施行

平成17年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」が施行されたことにより、「診療報酬明細書等の開示規程」および「診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要領」の一部を変更しました。変更部分の概要は次のとおりです。

1. 診療報酬明細書等の開示規程の変更

①『開示請求の取り扱いの整理』の追加

平成17年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という）が施行されたことにより、「個人情報」は「生存する個人」に関する情報に限定されたため、組合員または被扶養者の本人（以下「本人」という）からの開示請求は法に基づく「開示請求」とし、遺族等からの開示請求はサービスの一環として「開示依頼」として対応することになりました。

②『開示請求または開示依頼を行える者の範囲』の変更

委任をする場合は、「委任を受けた弁護士」のみでありましたが、「委任をした代理人（任意代理人）」として委任する範囲が広がりました。

2. 診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要領の変更

①『弁護士の本人確認』の削除

開示規程から弁護士が除かれたため削除しました。

②本人から『開示請求』および遺族からの『開示依頼』に係る手数料の徴収

法第30条に基づき、保険医療機関等への照会および回答、保険薬局へのお知らせに要する郵送料（配達記録郵便）の実費額を徴収することになりました。

③遺族等からの開示依頼に対する取扱の変更

旧開示規程第4条第4号から第6号に定める者（遺族等）からの開示に際しては、保険医療機関等への同意なしで開示を行っていましたが、診療報酬明細書等（レセプト）が医師の個人情報である場合は、保険医療機関等から開示について事前に同意が得られていない場合は、原則として開示ができないことになりました。

3. 施行期日

平成17年8月25日

詳細については、奈良県市町村職員共済組合 保険課にお問い合わせください。

電話 0744-29-8264(保険課直通)